

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	教育委員会 社会教育課	
許 認 可 等 名	徳島市立考古資料館の利用料金の減免	
根 拠 法 令	徳島市立考古資料館条例	
根 拠 条 項	第11条	
連 絡 先	公益社団法人徳島市シルバー人材センター（電話 637-2526）	
審 査 基 準	基 準	<p>徳島市立考古資料館条例 （利用料金の減免） 第11条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>利用料金の減免基準 徳島市立考古資料館条例第11条に規定する利用料金の取扱基準を定め、減免措置の統一的な運用を図る。なおいずれの場合も「減免申請書」の提出が必要。 （減免の対象） 徳島市又は徳島市教育委員会が主催する行事 徳島市内の歴史・文化財等の研究団体及び保護団体などが、文化財保護に関連して開催する行事 義務教育諸学校及び高等学校の児童・生徒が、教育過程に基づく教育活動及び総合学習活動の一環として使用する場合 障害者福祉団体が、障害者の積極的な社会参加を促進するために使用する場合 市長が特別の事由があると認める場合 減免の額は ～ が全額、 については市長が相当とする額</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 （設定しないものについてはその理由）	総日数 即日
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）